

投票を忘れずに

吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙

告示日 4月21日(火)

投票日 4月26日(日)

投票時間 午前7時～午後7時

▼投票所入場券(青色)

選挙の入場券を世帯ごとに4月中旬に郵送しますので、投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、投票の際に再発行します。本人であることを確認できるもの(運転免許証、保険証など)を投票所に持参してください。

▼投票できる人

平成7年4月27日以前に生まれた人で平成27年1月20日以前に吉岡町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている人。

※4月25日(土)までに町外へ転出した人は、投票できません。



期日前投票のご案内

選挙期日に仕事や旅行、学業、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票を行うことができます。

期日前投票の際には宣誓書の記入が必要になります。

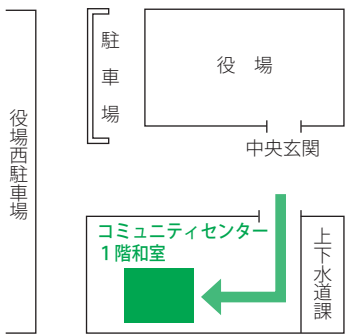
▼期間 4月22日(水)～25日(土)

(土曜日を含む毎日)

▼時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 吉岡町コミュニティセンター1階和室(役場南)

吉岡町大字下野田560番地



▼問合せ先

吉岡町選挙管理委員会

☎ 26・2240 (直通)

4月から事業を開始

産前・産後のお母さんをサポートします

4月から産前・産後サポート事業が始まります。慣れない育児に疲れた、日頃出来ない家の整理をしたいなどの産前・産後のお母さんのお宅に、ヘルパーが伺い、家事や育児をお手伝いします。

▼対象者 町に住所がある産前1カ月から産後1年までのお母さん(双子以上の場合)、産前2カ月から産後1年)で、家事・育児などを手伝ってくださる家族がいない人

▼利用 午前9時～午後6時の間で1日2時間まで(年末年始は除く)

費用 3回までは無料、4回目以降は1回1,700円となります。(30回まで)

※利用希望日の1週間前までに電話で申込みください。希望日に利用できない場合もあります。

※当日のキャンセルは1回の利用とみなします。

ヘルパーを同時募集します

お母さんのお宅に伺い、家事や育児の援助を行ってくださるヘルパーを同時募集しています。待遇などの詳細は、お気軽にお問合せください。

しぶかわファミリー・サポート・センター会員も随時募集中です。

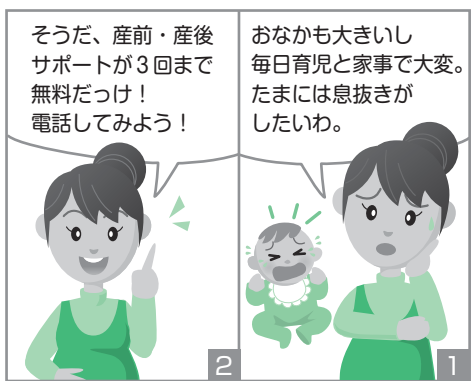
▼問合せ先

しぶかわファミリー・サポート・センター「産前・産後サポート担当」

☎ 22・5200

役場健康福祉課福祉室

☎ 26・2247 (直通)



後期高齢者医療保険料

均等割の軽減措置の条件が変わります

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて決まる「所得割」の合計額です。

平成27年4月から「均等割」の軽減措置の対象が拡大します。「均等割」の軽減率は、同じ世帯の人は同率となります。



▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249（直通）

軽減割合	年度	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
均等割額 5割軽減	26	「基礎控除額33万円+24万5円×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
	27	「基礎控除額33万円+26万円×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額 2割軽減	26	「基礎控除額33万円+45万円×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
	27	「基礎控除額33万円+47万円×同一世帯の被保険者数」以下の世帯

※なお、その他の均等割額(9割軽減、8.5割軽減)と所得割額の5割軽減、および、被扶養者軽減(均等割額9割軽減)の軽減条件に変更はありません。

お気軽にご相談ください

行政相談委員が委嘱されました

平成27年4月1日付で、山畑昌子さん(大久保)、齊木直子さん(上野田)の二名が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

国道・国税・登記などの業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けている業務に苦情や要望、意見のある人はお気軽にご相談ください。月に一度、老人福祉センターで行政相談を行っています。

タクシーでしか通院できない人へ

福祉タクシー券を交付しています

町では、在宅高齢者や障害者で、タクシー以外で医療機関に通院することが困難な人に、『基本料金分のタクシー利用券』を交付しています。希望する人は申請してください。

▼対象となる人

満70歳以上の高齢者のみの世帯員、身体障害者手帳1・2級、療育手帳程度A・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人(町に1年以上住所がある在宅の人にかぎります。)

自動車税や軽自動車税の減免を受けている者が世帯にいる人、生活保護者は対象外です。

▼交付枚数 申請世帯に対し、年間48枚(月4枚)

▼申請 手帳、印鑑を持参の上、健康福祉課福祉室へお越しください。申請書が用意してあります。審査の上、交付します。

※本人や家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2247（直通）



納税通知書を発送します。

平成27年度の固定資産税

固定資産税は1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に、納税通知書を発送します。

▼問合せ先

財務課 税務室
☎26・2237（直通）





おすすめ吉岡

このコーナーでは、町の季節のおすすめ場所や楽しみ方を紹介します。

利根川自転車道

4月のおすすめは、利根川沿いのサイクリングロード。里親の会が管理している桜並木が最高に綺麗です。爽やかな春風につれて回転する風車と桜色に染まった道、利根川のせせらぎもきこえます。綺麗な眺めに癒されながら、散歩やサイクリングでリフレッシュできるスポット。木の下にシートを敷いて、お花見している人も毎年みかけます。花が散ってしまう前に、ぜひ足を運んでみてください。

リフォームを検討中の人へ
住宅リフォームは町内の施工業者に



自己が所有し、現在居住している住宅のリフォーム工事を、町内に事業所を有する業者が行った場合、リフォーム促進事業補助金の対象となります。 ※他の事業補助を受けていない20万円（税込み）以上の工事に限りません。 支給を希望する人は、**工事開始前に必ず、町に申請**をしてください。交付決定を受ける前に行った工事は対象外となります。ご注意ください。

- ▼補助額 10万円を上限とし、補助対象工事金額（税込み）の10%（千円未満切り捨て）
- ▼申請者の要件 町に住所があり、町税を滞納していないこと
- ▼申請・問合せ先 産業建設課 産業振興室 ☎26・2280（直通）

異動届け出は14日以内に
国民健康保険の届け出を忘れずに！

退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険（国保）の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

○国保に加入するとき

社会保険の加入者が退職したり、社会保険の扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保に加入するときは、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。

○国保を離脱するとき

就職などで会社の健康保険などに加入したときや、その扶養家族になったときなどは国保の離脱手続きが必要です。手続きの際は、会社などで交付された保険証を必ずご持参ください。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室 ☎26・2249（直通）

国民健康保険の主な届け出

届け出が必要な場合		届け出に必要な物
加入	他の市区町村から転入した	印鑑、届出者の本人確認書類
	子どもが生まれた	印鑑、社会保険離脱証明書、届出者の本人確認書類
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書、届出者の本人確認書類
	生活保護を受けなくなった	印鑑、特別永住者証明書または在留カード（外国人登録証明書）、パスポート
脱退	外国人住民で住民票が作成された（在留期間が3カ月を超える等）	印鑑、保険証
	他の市区町村へ転出する	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入されたもの）
	死亡した	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	印鑑、保険証、届出者の本人確認書類
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し、届出者の本人確認書類
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証、届出者の本人確認書類
その他	修学のため他の市区町村に転出し、本町の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し、届出者の本人確認書類

(注1) 社会保険離脱証明書は、各事業所か各健康保険組合で発行されます。
(注2) 上記手続きには年手帳が必要となる場合がありますので、合わせてご持参ください。

